

第 73 回全国植樹祭岩手県実行委員会会則（案）

第 1 章 総 則

（名称）

第 1 条 この会は、第 73 回全国植樹祭岩手県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 実行委員会は、第 73 回全国植樹祭（以下「全国植樹祭」という。）の開催に必要な事業を行い、本県の豊かな森林環境及び東日本大震災津波から復興する姿と支援に対する感謝を全国に発信するとともに、森林資源の循環利用の推進及び健全で豊かな森林の次世代への承継に資することを目的とする。

（事業）

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1） 全国植樹祭の運営に必要な企画及び調整に関すること。
- （2） 関係する機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- （3） 全国植樹祭の式典行事、植樹行事及びこれらに係る整備に関すること。
- （4） 全国植樹祭の招待者等への案内、宿泊、輸送等に関すること。
- （5） 全国植樹祭に係る広報、協賛及び各種募集に関すること。
- （6） その他全国植樹祭の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第 2 章 組 織

（構成）

第 4 条 実行委員会は、会長、副会長及び委員（以下「実行委員」という。）並びに監事及び参与（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 委員等は、別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

（委員等の職務）

第 5 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき及び会長が特定の行為につき委任したときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 委員は、この会則に従い議事の審議を行う。

4 監事は、財務の監査に当たる。

5 参与は、全国植樹祭の具体的な運営方法に関し、助言することができる。

（委員等の任期）

第 6 条 委員等の任期は、第 17 条第 1 項の規定により実行委員会が解散する日までとする。

- 2 委員等は、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 3 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

(委員等の報酬及び旅費)

第7条 委員等への報酬は、支給しないものとする。

- 2 旅費を支給する場合には、岩手県職員の例に準じて支給することができるものとする。

第3章 会 議

(会議の種類)

第8条 実行委員会に係る会議は、総会、幹事会及び専門委員会とする。

(総会)

第9条 実行委員会の総会（以下「総会」という。）は、実行委員、監事及び参与をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じ会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 全国植樹祭の企画及び運営の基本的事項に関すること。
 - (3) 事業計画、予算及び決算に関すること。
 - (4) 専門委員会の設置及び付託する事項に関すること。
 - (5) その他全国植樹祭の開催に関して重要な事項に関すること。
- 5 総会は、実行委員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 6 総会の議事は、出席した実行委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会に出席できない実行委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面をもって議決に加わることができる。この場合において、前2項の規定の適用については、出席した実行委員とみなす。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、総会に委員等以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会長の専決処分)

第10条 会長は、緊急を要し総会を招集することができないと認められる場合は、前条第4項各号に掲げる事項について専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときには、次の総会にこれを報告し

なければならない。

(幹事会)

第11条 実行委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事（以下「幹事等」という。）をもって構成する。
- 3 幹事等は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長又はあらかじめ幹事長が指名した幹事はその議長となる。
- 5 第6条及び第7条の規定は、幹事会において準用する。この場合において、「委員等」とあるのは、「幹事等」と読み替えるものとする。
- 6 幹事会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 緊急に審議し、決定することが必要な事項に関すること。
 - (3) 第9条第4項各号に掲げる事項以外で、全国植樹祭の実施に関して必要な事項に関すること。
 - (4) その他会長が必要と認める事項に関すること。
- 7 幹事会は、前項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を審議し、決定したときは、次の総会にこれを報告しなければならない。
- 8 第9条第5項から第8項までの規定は、幹事会の会議において準用する。この場合において「総会」とあるのは「幹事会」と、「実行委員」及び「委員等」とあるのは「幹事等」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 9 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に幹事等以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 10 前各項に定めるもののほか、幹事会に必要な事項は、会長が別に定める。

(専門委員会)

第12条 実行委員会に専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、専門委員長及び専門委員（以下「専門委員等」という。）をもって構成し、専門委員等は会長が委嘱する。
- 3 専門委員等の任期は、会長が定める。
- 4 専門委員会は、専門委員長が招集し、専門委員長又はあらかじめ専門委員長が指名した専門委員がその議長となる。
- 5 専門委員会は、総会から付託された専門的事項について調査審議し、決定する。
- 6 専門委員会は、前項に掲げる事項を調査審議し、決定したときは会長に報告しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、専門委員会に必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 事務局

(事務局)

第13条 実行委員会の事務を処理するため、第73回全国植樹祭岩手県実行委員会事務局（以下「事務局」という。）を岩手県農林水産部内に置く。

- 2 事務局に、事務局長及び事務局職員（以下「事務局職員等」という。）を置く。
- 3 事務局職員等は、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、この会則に定めるもののほか、会長が別に定める。

第5章 経費及び会計

(経費)

第14条 実行委員会の事業に必要な経費は、負担金、協賛金及び雑収入をもって充てる。

(事業計画、予算及び決算)

第15条 実行委員会の事業計画及び収支予算は、事務局長が編成し、総会の承認を得なくてはならない。

- 2 実行委員会の事業報告及び収支決算は、事務局長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、岩手県の財務に関する諸規定の例によるものとする。

第6章 解散

(解散)

第17条 実行委員会は、第2条の目的が達成されたときには、総会の議決をもって解散するものとする。

- 2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、岩手県に帰属するものとする。

第7章 補則

(補則)

第18条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、令和元年8月 日から施行する。
- 2 実行委員会設立当初の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和2年3月31日までとする。
- 3 会長がやむを得ず必要と認めた経費については、実行委員会による予算の議決前に支出できるものとする。この場合において、当該支出した経費を収支予算案に含めるものとする。

別表1 (第4条関係)

職名	区分	所属	役職
会 長	岩手県	岩手県	知事
副会長	岩手県議会	岩手県議会	議長
	岩手県	岩手県	副知事
		岩手県	副知事
委 員	岩手県議会	岩手県議会農林水産委員会	委員長
	国	復興庁岩手復興局	局長
		環境省東北地方環境事務所	所長
		林野庁東北森林管理局	局長
		国土交通省東北地方整備局	局長
	市町村	岩手県市長会	会長
		岩手県町村会	会長
		岩手県市議会議長会	会長
		岩手県町村議会議長会	会長
		陸前高田市	市長
	学識経験者	富士大学	学長
		岩手大学	教授
	林業関係団体	岩手県森林・林業会議	理事長
		岩手県森林組合連合会	代表理事会長
		岩手県木材産業協同組合	理事長
		一般社団法人岩手県治山林道協会	会長理事
		岩手県山林種苗協同組合	理事長
		岩手県林業経営者協会	会長
		公益社団法人岩手県緑化推進委員会	代表理事
		岩手県木材青壮年協議会	会長
		公益財団法人岩手県林業労働対策基金	理事長
		岩手県林業研究グループ	会長
		岩手県林業改良普及協会	会長
		岩手県緑の少年団連盟	会長
		岩手県森林土木建設協会	会長
		岩手県森林審議会	委員
	いわての森林づくり県民税事業評価委員会	委員	
	土木関係団体	一般社団法人岩手県建設業協会	会長
		一般社団法人岩手県建築士会	会長
	農業関係団体	岩手県農業協同組合中央会	会長

職名	区分	所属	役職
委 員	漁業関係団体	岩手県漁業協同組合連合会	代表理事会長
		岩手県内水面漁業協同組合連合会	代表理事会長
	観光関係団体	公益財団法人岩手県観光協会	理事長
	旅客関係団体	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長
		東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社	支社長
		公益社団法人岩手県バス協会	会長
		一般社団法人岩手県旅行業協会	会長
		三陸鉄道株式会社	代表取締役社長
		I G Rいわて銀河鉄道株式会社	代表取締役社長
	経済団体	岩手県商工会議所連合会	会長
		岩手県商工会連合会	会長
		岩手県中小企業団体中央会	会長
		一般社団法人岩手県経営者協会	会長
		一般社団法人岩手県銀行協会	会長
		岩手県信用金庫協会	会長
	生活・婦人団体	岩手県生活協同組合連合会	会長理事
		特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会	会長
	自然・環境団体	岩手県自然保護協会	会長代行
		認定特定非営利活動法人環境パートナーシップいわて	代表理事
	福祉団体	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	会長
	青少年団体	日本ボーイスカウト岩手連盟	連盟長
		ガールスカウト岩手県連盟	連盟長
	教育関係団体	岩手県小学校長会	会長
		岩手県中学校長会	会長
		岩手県高等学校長協会	会長
		一般社団法人岩手県私学協会	会長
	岩手県	岩手県秘書広報室	室長
		岩手県総務部	部長
		岩手県政策地域部	部長
		岩手県文化スポーツ部	部長
		岩手県環境生活部	部長
		岩手県保健福祉部	部長
		岩手県商工労働観光部	部長
岩手県農林水産部		部長	
岩手県県土整備部		部長	

職名	区分	所属	役職
委員	岩手県	岩手県復興局	局長
		岩手県 I L C 推進局	局長
		岩手県医療局	局長
		岩手県企業局	局長
		岩手県教育委員会	教育長
		岩手県警察本部	本部長
		沿岸広域振興局（開催地）	局長
実行委員 76名			
監事	関係市町村	陸前高田市	会計管理者
	岩手県	岩手県	会計管理者
監事 2名			
参与	報道関係	株式会社岩手日報社	代表取締役社長
		株式会社朝日新聞社	盛岡総局長
		株式会社毎日新聞社	盛岡支局長
		株式会社読売新聞東京本社	盛岡支局長
		株式会社河北新報社	盛岡総局長
		株式会社産業経済新聞社	盛岡支局長
		株式会社日本経済新聞社	盛岡支局長
		株式会社岩手日日新聞社	代表取締役社長
		株式会社デーリー東北新聞社	盛岡支局長
		一般社団法人共同通信社	盛岡支局長
		株式会社時事通信社	盛岡支局長
		株式会社盛岡タイムス社	代表取締役社長
		日本放送協会	盛岡放送局長
		株式会社 IBC 岩手放送	代表取締役社長
		株式会社テレビ岩手	代表取締役社長
		株式会社岩手めんこいテレビ	代表取締役社長
		株式会社岩手朝日テレビ	代表取締役社長
		株式会社エフエム岩手	代表取締役社長
		東海新報社	代表取締役
		有限会社岩手県林業新報社	代表取締役
参与 20名			
総数 98名			

別表2(第11条関係)

職名	区分	所属	役職
幹事長	県関係	岩手県農林水産部	林務担当技監
幹事	国関係	林野庁東北森林管理局盛岡森林管理署	署長
		国土交通省東北地方整備局東北国営公園事務所	所長
	市町関係	岩手県市長会	事務局長
		岩手県町村会	事務局長
		陸前高田市地域振興部	部長
	林業関係団体関係	岩手県森林・林業会議	副理事長
		岩手県森林組合連合会	理事専務
		岩手県山林種苗協同組合	副理事長
	観光・経済団体関係	公益財団法人岩手県観光協会	事務局長
		岩手県経営者協会	事務局長
	県関係	岩手県秘書広報室	副室長
		岩手県総務部	副部長
		岩手県政策地域部	副部長
		岩手県商工労働観光部	副部長
		岩手県県土整備部	副部長
		岩手県教育委員会事務局	教育次長
		岩手県警察本部警備部	部長
		岩手県沿岸広域振興局大船渡農林センター	所長
	幹事等 19名		

別表3(第13条関係)

職名	所属	役職
事務局長	岩手県農林水産部森林整備課	総括課長
事務局員	岩手県農林水産部森林整備課	課員